

○国立研究開発法人水産研究・教育機構職員の勤務時間、
休憩、休日、休暇等に関する規程

	平成18年	4月	1日付け17	水研本第2039号
改正	平成18年	8月	1日付け18	水研本第826号
改正	平成19年	4月	1日付け18	水研本第1668号
改正	平成19年	6月	1日付け19	水研本第497号
改正	平成19年	10月	1日付け19	水研本第1053号
改正	平成19年	11月	1日付け19	水研本第1144号
改正	平成20年	4月	1日付け19	水研本第1677号
改正	平成20年	11月	1日付け20	水研本第1023号
改正	平成21年	4月	1日付け20	水研本第1633号
改正	平成22年	4月	1日付け21	水研本第20331016号
改正	平成22年	6月30日	付け22	水研本第20623012号
改正	平成23年	4月	1日付け22	水研本第30331020号
改正	平成23年	9月	1日付け23	水研本第30829001号
改正	平成24年	4月	1日付け23	水研本第40329003号
改正	平成25年	12月	1日付け25	水研本第51119004号
改正	平成26年	4月	1日付け26	水研本第60326001号
改正	平成27年	4月	1日付け26	水研本第70325001号
改正	平成28年	1月	1日付け27	水研本第71221001号
改正	平成28年	4月	1日付け28	水機本第80401007号
改正	平成28年	10月	1日付け28	水機本第80927004号
改正	平成29年	1月	1日付け28	水機本第81226003号
改正	平成29年	4月	1日付け28	水機本第90328003号
改正	平成30年	4月	1日付け29	水機本第00328004号
改正	平成31年	4月	1日付け30	水機本第18032507号
改正	令和元年	9月20日	付け	元水機本第19090401号
改正	令和2年	3月31日	付け	元水機本第19031906号
改正	令和2年	7月20日	付け	2水機本第20071502号
改正	令和3年	3月29日	付け	2水機本第20032301号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に法令で定めるもののほか、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（17水研本第2030号。以下「職員就業規則」という。）第62条の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構

(以下「機構」という。)に勤務する職員(同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項について定めるものとする。

(理事長の責務等)

第2条 理事長は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な労働条件の確保に努めるものとする。

(勤務管理者等)

第3条 職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等を管理させるため、別表第1に掲げる事務所に、勤務管理者を置く。

2 前項の勤務管理者は、別表第1に掲げる事務所ごとに、それぞれ同表の勤務管理者に掲げる者とする。

3 勤務管理者は、次に掲げる事務を適切に実施し、当該事務所に勤務する職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等を適正に管理しなければならない。

(1) 職員就業規則第30条第2項の規定による出退勤時刻の確認及び記録に関すること。

(2) 職員就業規則第42条第2項から第4項までの規定による休憩時間の時刻の変更等に関すること。

(3) 職員就業規則第44条の規定による勤務(以下「フレックスタイム制勤務」という。)を行う職員の勤務時間の割振りに関すること。

(4) 職員就業規則第45条第1項の規定による勤務を行う職員の同条第2項第1号(職員就業規則第64条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))をすることを申し出て当該育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)にあっては、同規則第65条の規定により読み替えられた同号)及び第2号に掲げる休日の指定に関すること。

(5) 職員就業規則第47条の規定による勤務(以下「早出遅出勤務」という。)に関すること。

(6) 職員就業規則第48条(育児短時間勤務職員にあっては、同規則第65条の規定により読み替えられた同規則第48条。以下この号において同じ。)又は第49条の規定による正規の勤務時間(同規則第48条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の勤務(以下「時間外勤務」という。)の命令に関すること。

(7) 職員就業規則第50条、第51条第1項又は第52条第1項の規定による深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務(以下「深夜勤務」という。)の制限に関すること。

(8) 職員就業規則第50条、第51条第2項若しくは第3項又は第52条第2項若しくは第3項の規定による時間外勤務の制限に関すること。

(9) 職員就業規則第53条第1項の規定による休日の振替(休日と勤務日(同規則第30条第1項(育児短時間勤務職員にあっては、同規則第6

5条の規定により読み替えられた同規則第30条第1項)に規定する勤務日をいう。以下同じ。)とを振り替えることをいう。以下同じ。)、同規則第53条第2項の規定による勤務を要しない日への変更及び同条第3項の規定による勤務を要しない時間への変更(以下「勤務を要しない時間への変更」という。)に關すること。

- (10) 職員就業規則第55条第6項ただし書の規定による年次有給休暇の時季の変更に關すること。
 - (11) 職員就業規則第56条第9項の規定による病気休暇の承認に關すること。
 - (12) 職員就業規則第57条第2項の規定による生理休暇の届出に關すること。
 - (13) 職員就業規則第58条第5項の規定による特別休暇の承認、申出及び届出に關すること。
 - (14) 職員就業規則第59条第3項、第60条第3項又は第61条第3項の規定による職務専念義務(同規則第31条第2項に規定する職務専念義務をいう。以下同じ。)の免除の承認に關すること。
- 4 勤務管理者は、直接職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等を管理することが困難である場合は、別の者を指名して前項各号に掲げる業務の全部又は一部を委任することができる。
- 5 勤務管理者は前項の規定により別の者を指名するときは、当該指名される者が管理すべき職員の範囲及び業務の範囲を明確にしておかなければならない。
- 6 勤務管理者は、勤務時間の管理を補助させるため、必要に応じて、勤務時間管理員を置くことができる。

第2章 通常の勤務時間等

第1節 育児短時間勤務の特例

(育児短時間勤務職員に対する休憩時間の特例)

- 第4条 育児短時間勤務職員は、正規の勤務時間が4時間55分以内である日については、職員就業規則第42条第1項の規定にかかわらず、理事長に申し出て、休憩時間を設けないこととすることができる。
- 2 前項の規定による理事長への申し出は、職員就業規則第64条第3項又は第64条の2第2項の規定による申し出の際に、これを行わなければならない。
- 3 勤務管理者は、第1項の規定により休憩時間を設けずに勤務している育児短時間勤務職員の1日の勤務時間(時間外勤務を含む。以下この項において同じ。)が4時間55分を超えることとなる場合には、正規の勤務時間の後に、45分間(1日の勤務時間が7時間45分を超えることとなる場合に

あつては、60分間)の休憩時間を設けなければならない。

第2節 時差通勤による勤務

(時差通勤者の勤務時間の特例)

第4条の2 横浜市内に所在する事務所に勤務する職員の始業時刻及び終業時刻は、職員就業規則第41条第1項の規定にかかわらず、次表に掲げる区分に応じ、それぞれ始業時刻及び終業時刻とする。

種別	始業時刻	終業時刻
第1種	午前8時30分	午後5時15分
第2種	午前9時	午後5時45分
第3種	午前9時15分	午後6時

第2章の2 特別の形態による勤務等

第1節 フレックスタイム制勤務

(フレックスタイム制勤務をすることができる職員)

第5条 職員就業規則第44条に規定する「別に定める職員」は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 研究開発に関する業務に従事する職員のうち、国立研究開発法人水産研究・教育機構俸給の特別調整額支給規則(18水研本第1801号)第2条に規定する俸給の特別調整額の区分がⅠ種又はⅡ種の役職を占める者、別表第2に掲げる者及び再雇用職員以外の者(以下「研究職員」という。)
- (2) 教育研究に関する業務に従事する職員のうち、校長、学科長及び再雇用職員以外の者(以下「教育職員」という。)
- (3) 職員就業規則第5条第1項第1号又は第2号の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)

(フレックスタイム制による勤務時間の割振り)

第6条 勤務管理者は、フレックスタイム制勤務による勤務時間を割り振るときは、研究職員及び教育職員並びに任期付職員(第4項において「研究職員等」という。)の申告を経て、清算期間(毎月の初日から末日までの期間を

- いう。以下同じ。)につき職員就業規則第40条第1項に規定する勤務時間となるよう当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、清算期間につき、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
- 2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合には、月曜日から金曜日までの5日間において、毎日2時間以上の勤務時間を設け、1日以上の日々の午前9時から午後4時までの時間帯において、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内で共通する勤務時間を設けるものとする。
 - 3 第1項の規定により勤務時間を割り振る場合には、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。ただし、研究開発に関する業務(以下「研究業務」という。)又は教育研究に関する業務(以下「教育研究業務」という。)の特殊性により、早朝からの実験業務等を行うことが業務上不可欠であると理事長が認める場合に限り、始業の時刻を午前5時以後とすることができる。
 - 4 勤務管理者は、研究職員等の申告どおりに勤務時間を割り振るものとする。ただし、当該申告どおりの勤務時間の割り振りによると業務の運営に支障が生ずると認められる場合には、別に定めるところにより始業の時刻又は終業の時刻について変更の申告をするよう求めることができる。
 - 5 勤務管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。
 - (1) 前項の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員(以下「フレックスタイム職員」という。)からあらかじめ同項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業の時刻又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。
 - (2) 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更後の勤務時間の割振りによると業務の運営に支障が生ずると認められる場合において、変更するとき。
 - 6 フレックスタイム職員は、勤務日(休日の振替が行われた場合にあっては、当該休日の振替によって勤務日とされた日をいう。以下同じ。)において、申告どおりに勤務しなかった場合は、遅滞なく、勤務管理者に報告しなければならない。
 - 7 申告、第1項の規定による勤務時間の割振り、第5項の規定による勤務時間の割振りの変更及び前項の規定による報告は、別に定める勤務時間の申告・割振り・報告簿により行うものとする。
 - 8 第2項、第3項、第4項ただし書及び第5項の規定は、育児短時間勤務職員には適用しない。

第2節 変形休日制による勤務

(変形休日制により勤務させる職員等)

第7条 職員就業規則第45条第1項の「業務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員として別に定める者」とは、研究業務又は教育研究業務の遂行を支援する職員のうち、その業務の特殊性から、土曜日及び日曜日を休日として設ける場合には研究業務又は教育研究業務の遂行に支障をきたす業務に従事する職員で、研究所等の長(国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程(13水研第52号)第2条第1項に規定する本部にあっては総務部長、同条第2項に規定する研究所及び開発調査センターにあっては所長、水産大学校にあっては理事(水産大学校代表)をいう。以下同じ。)が指定する者とする。

2 勤務管理者は、職員就業規則第45条第2項第1号に規定する休日を指定する場合(同規則第65条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)は、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、研究業務又は教育研究業務の遂行に支障がない限り、できるだけ当該休日が2日間連続するように指定するものとする。

3 勤務管理者は、職員就業規則第65条の規定により読み替えて適用する第45条第2項第1号に規定する休日を指定する場合は、研究業務又は教育研究業務の遂行に支障がない限り、できるだけ当該休日(当該休日が8日を超える場合にあっては、当該休日のうちの8日)が2日間連続するように指定するものとする。

第3節 裁量勤務

(裁量勤務をすることができる職員)

第8条 職員就業規則第46条の「別に定める職員」とは、第5条に規定する研究職員及び任期付職員(教育研究業務を行う任期付職員を除く。)とする。

(裁量勤務の手続等)

第9条 職員就業規則第46条の規定による勤務(以下「裁量勤務」という。)をしようとする職員は、あらかじめ、研究所等の長に申請して、その承認を受けなければならない。

2 研究所等の長は、前項の申請があった場合において、その職務遂行の方法を大幅に当該申請をした職員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができると認められる者に限り、当該申請をした職員が裁量勤務をすることを承認するものとする。

3 研究所等の長は、裁量勤務をしている職員(以下「裁量勤務職員」という。)が、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合には、速やかに、その承認を取り消すものとする。

(1) 休職(職員就業規則第17条の規定による休職をいう。)にされた場

合

(2) 停職（職員就業規則第83条の規定による停職をいう。）にされた場合

合

(3) 裁量勤務をさせることが当該裁量勤務職員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合

4 裁量勤務職員は、裁量勤務を継続しないことを希望する場合には、裁量勤務を終了する日を明らかにして、あらかじめその旨を研究所等の長に申し出なければならない。

5 前項の申出があった場合において、当該申出をした裁量勤務職員の裁量勤務は、当該申出のあった裁量勤務を終了する日をもって当然終了する。

6 研究所等の長は、第2項の規定により裁量勤務をすることを承認する場合又は第3項の規定により裁量勤務をさせることの承認を取り消す場合には、当該承認をする職員又は当該承認の取消しをする職員に対し速やかにその旨を通知するものとする。

（裁量勤務の勤務時間等）

第10条 裁量勤務における1日の勤務した時間は、理事長が別に定める時間とみなす。ただし、次に掲げる日については、1日につき7時間45分とする。

(1) 全日にわたり休暇（職員就業規則第54条に規定する休暇をいう。）を取得した日

(2) 前号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

2 裁量勤務における始業の時刻及び終業の時刻は、業務遂行上の必要により弾力的に運用するものとし、その時間を裁量勤務職員が自主的に設定するものとする。

3 休憩時間は、所定の休憩時間を基本とする。

（会議等への出席）

第11条 裁量勤務職員は、上司から業務上必要な会議その他業務上の打ち合わせ等（以下「会議等」という。）に出席するよう指示され、又は出張を命じられたときは、当該会議等に出席し、又は出張しなければならない。

（深夜勤務等の許可）

第12条 裁量勤務職員は、業務の都合上やむを得ず深夜又は休日に勤務する場合には、あらかじめ、勤務管理者の許可を得なければならない。

（勤務の状況についての報告）

第13条 裁量勤務職員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況及び健康状態について、毎月、勤務管理者に報告しなければならない。

第4節 早出遅出勤務

（早出遅出勤務に係る取扱い）

第14条 職員就業規則第47条の「別に定めるところ」とは、次に掲げるところによる。

- (1) 始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以降及び午後10時以前に設定するものとする。
- (2) 「業務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に行うものとする。
- (3) 職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間をあらかじめ定めて当該職員に周知するものとする。

2 職員就業規則第47条第1号の「その他これらに準ずる者として別に定める者」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

3 職員就業規則第47条第1号に掲げる事由による早出遅出勤務の請求は、子（職員就業規則第47条第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）が出生する前においてもすることができる。

4 前項の規定により子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を勤務管理者に届け出なければならない。この場合において、職員就業規則第58条第4項の規定による届出を行った女子職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。（早出遅出勤務の請求手続等）

第15条 職員は、職員就業規則第47条の規定による早出遅出勤務の請求（以下この条及び次条において「早出遅出勤務の請求」という。）をするときは、あらかじめ別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務をしようとする一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

2 勤務管理者は、早出遅出勤務の請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し文書をもって通知するものとする。

3 勤務管理者は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対し、当該支障のある日及び時間帯等を、文書をもって通知するものとする。

4 勤務管理者は、職員就業規則第47条各号に掲げる事由による早出遅出勤

務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第16条 次の各号に掲げる早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 職員就業規則第47条第1号に掲げる事由による請求

ア 当該請求に係る子が死亡した場合

イ 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

ウ 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

エ 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

オ ア、イ又はエに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が職員就業規則第47条第1号に規定する職員に該当しなくなった場合

(2) 職員就業規則第47条第2号に掲げる事由による請求

ア 当該請求に係る要介護者（職員就業規則第47条第2号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を勤務管理者に届け出なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

第3章 時間外勤務及び休日の振替等

第1節 時間外勤務

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第17条 勤務管理者は、職員に時間外勤務を勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮するものとする。

（災害等による緊急の時間外勤務に係る届出）

第18条 職員就業規則第49条の規定に基づき職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合における労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項に定める許可又は届出は、理事長がこれを行うものとする。

（妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限の請求手続）

第19条 職員は、職員就業規則第50条の規定による深夜勤務の制限の請求（以下第3項において「深夜勤務の制限の請求」という。）をするときは、別に定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下この項において「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の前までに、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

2 職員は、職員就業規則第50条の規定による時間外勤務の制限の請求（以下次項において「時間外勤務の制限の請求」という。）をするときは、別に定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下この項において「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

3 深夜勤務の制限の請求をしている職員又は時間外勤務の制限の請求をしている職員は、身体等の変化等に伴い、当該請求の内容を変更し、又は当該制限の必要がなくなったときは、その旨を勤務管理者に申し出るものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務等の制限に係る取扱い）

第20条 勤務管理者は、職員就業規則第51条第1項の「業務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うものとする。

2 職員就業規則第51条第2項及び第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置をいう。

3 勤務管理者は、職員就業規則第51条第3項の規定による時間外勤務の制限が、育児を行う職員が働きながら子の養育を行うための時間を確保することができるようにするものであることを考慮し、同項の規定により時間外勤務が制限される職員に、恒常的に時間外勤務をさせること、特定の期間に過度に集中して時間外勤務をさせることその他の当該時間の確保を妨げるような時間外勤務をさせることがないように留意するものとする。

4 職員就業規則第51条各項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができる。

5 前項の規定により子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を理事長に届け出なければならない。この場合において、職員就業規則第58条第4項の規定による届出を行った女子職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第21条 職員は、職員就業規則第51条第1項の規定による深夜勤務の制限の請求（以下この条及び次条において「深夜勤務の制限の請求」という。）

をするときは、別に定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下次条において「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下この条及び次条において「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下次条において「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

- 2 勤務管理者は、深夜勤務の制限の請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し文書をもって通知するものとする。
- 3 勤務管理者は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対し当該支障のある日及び時間帯等を、文書をもって通知するものとする。
- 4 勤務管理者は、深夜勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第22条 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が職員就業規則第51条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
 - 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を勤務管理者に届け出なければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。
(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第23条 職員は、職員就業規則第51条第2項又は第3項の規定による時間外勤務の制限の請求（以下この条及び次条において「時間外勤務の制限の請求」という。）をするときには、別に定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、勤務管理者に当該請求を行わなければならない。この場合において、職員就業規則第51条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 勤務管理者は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、職員就業規則第51条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し文書をもって通知するものとする。

3 勤務管理者は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、職員就業規則第51条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 勤務管理者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに、当該請求をした職員に対し、文書をもって通知するものとする。

5 勤務管理者は、時間外勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第24条 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が職員就業規則第51条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が、職員就業規則第51条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求の場合にあつては中学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を勤務管理者に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。
- (介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る取扱い等)
- 第25条 第20条第1項、第21条及び第22条（第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、職員就業規則第52条第1項の規定による介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る取扱い等について準用する。この場合において、第20条第1項及び第21条第1項中「職員就業規則第51条第1項」とあるのは「職員就業規則第52条第1項」と、第22条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。
- (介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る取扱い等)
- 第26条 第20条第1項から第3項まで、第23条並びに第24条（第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。）の規定は、職員就業規則第52条第2項及び第3項の規定による介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る取扱い等について準用する。この場合において、第20条第1項中「職員就業規則第51条第1項」とあるのは「職員就業規則第52条第2項」と、同条第2項中「職員就業規則第51条第2項及び第3項」、同条第3項中「職員就業規則第51条第3項」及び第23条第3項中「職員就業規則第51条第2項又は第3項」とあるのは「職員就業規則第52条第3項」と、第20条第3項中「育児」とあるのは「介護」と、「子の養育」とあるのは「要介護者の介護」と、第23条第1項中「職員就業規則第51条第2項又は第3項」とあるのは「職員就業規則第52条第2項又は第3項」と、同項中「職員就業規則第51条第2項の規定」とあるのは「職員就業規則第52条第2項の規定」と、同条第2項中「職員就業規則第51条第2項」とあるのは「職員就業規則第52条第2項に規定する支障の有無」と、第24条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介

護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第2節 休日の振替等

(休日の振替等)

第27条 勤務管理者は、職員について、休日の振替を行う場合において、勤務を命じた休日の属する週内に休日の振替を行うことができる勤務日がないとき、又は業務の都合上その週内の勤務日に休日の振替を行うことが困難であるときは、職員就業規則第53条第1項の規定にかかわらず、当該勤務を命じた休日の属する月内に休日の振替を行うことができる。

2 勤務管理者は、フレックスタイム職員について、休日の振替を行う場合には、清算期間を越えてこれを行うことができない。

3 勤務管理者は、休日の振替を行う場合には、休日の振替を行った後において、休日が毎週1日又は毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 職員就業規則第53条第2項ただし書に規定する別に定める場合とは、長期間の乗船調査（船舶に乗船し資源調査等の業務を行うことをいう。）の勤務を命じられ勤務した場合は次に掲げる勤務日を、勤務を要しない日に変更することができる。

(1) 乗船期間が8週間に満たない場合は、乗船調査を終了した日から起算して8週間に2月を加算した期間以内の勤務日

(2) 乗船期間が8週間を超える場合は、乗船期間に2月を加算した期間以内の勤務日

第4章 通常の勤務場所を離れての勤務

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務)

第28条 勤務日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、その勤務時間を算定し難いときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

第5章 休 暇

第1節 年次有給休暇

(年次休暇の日数)

第29条 職員就業規則第65条の規定により読み替えて適用する同規則第55条第1項本文の「別に定める日数」は、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 齊一型育児短時間勤務職員（育児短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの並びに裁量勤務職員であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型育児短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型育児短時間勤務職員（育児短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に職員就業規則第65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項の規定に基づき定められた不斉一型育児短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第29条の2 職員就業規則第65条の規定により読み替えて適用する同規則第55条第1項本文の「別に定める日数」は、その者の当該年における在職期間に応じ、齊一型育児短時間勤務職員にあっては別表第3の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、不斉一型育児短時間勤務職員にあっては別表第4の左欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。

（任期付職員から引き続き任期の定めのない職員となった場合等の年次有給休暇の取扱い）

第29条の3 職員就業規則第55条第1項ただし書の「新たに職員となった者」には、当該年の前年において任期付職員（職員就業規則第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である者であって引き続き当該年に新たに労働契約の期間（以下「任期」という。）の定めのない職員となった者は、含まないものとする。

2 前項の者に、再計算日（当該任期の定めのない職員となった日をいう。以下この項において同じ。）に付与する年次有給休暇の日数は、職員就業規則第55条第1項の規定にかかわらず、第1号から第3号までに定める年次有給休暇の日数を合計した日数から、再計算日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

- (1) 当該年の1月1日において新たに当該任期の定めのない職員となり、再計算日の前日をもって任期が満了することにより退職することとなる者とみなして職員就業規則第55条第1項ただし書の規定を適用した場合に得られる年次有給休暇の日数
- (2) 再計算日において新たに当該任期の定めのない職員となったものとみなして職員就業規則第55条第1項ただし書の規定を適用した場合に得られる年次有給休暇の日数（以下次項において「基本日数」という。）
- (3) 当該年の前年における年次有給休暇の残日数（20日を超えるときは20日とする。）

3 前項の規定により年次有給休暇を付与する場合において、その得られる年次有給休暇の日数が基本日数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、

基本日数を、当該者に付与する年次有給休暇の日数とする。

(密接な関連を有する法人等)

第30条 職員就業規則第55条第3項の「沖縄振興開発金融公庫その他その業務が機構の業務と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの」とは、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構職員退職手当支給規程(17水研本第2058号)第16条第2項第4号に掲げる法人

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずる法人として理事長の承認を得たもの

(職員就業規則第55条第3項の別に定める場合)

第31条 職員就業規則第55条第3項の「別に定める場合」とは、次に掲げる場合とする。

(1) 当該年の前年において職員就業規則第21条の規定による派遣をされていた職員(以下「在籍派遣職員」という。)であって引き続き当該年に職務に復帰したもの

(2) 当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に在籍派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの

(3) 当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等(職員就業規則第55条第3項に規定する国家公務員等をいう。)となり引き続き再び職員となったもの

(使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない場合の年次有給休暇の取扱い)

第32条 職員就業規則第55条第4項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次有給休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、当該使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を把握できない期間において当該期間に応じて職員就業規則別表第1の日数欄に掲げる日数の年次休暇に相当する休暇を使用したものとみなし、又は当該把握できない残日数を20日とみなして、それぞれ同項の規定を適用した場合に得られる日数とする。

(基本日数に満たない場合の年次有給休暇の取扱い)

第33条 職員就業規則第55条第3項の規定により得られる年次有給休暇の日数が、その者の当該年における在職期間に応じ、同規則別表第1の日数欄に掲げる日数(以下この項において「基本日数」という。)に満たない場合におけるその者の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、基本日数とする。

(年次有給休暇の単位等及び請求手続)

第34条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、一の年において5日以内に限り、1時間を単位として使用することができる。

2 前項における「半日」とは、始業時刻から休憩時間の開始時刻までの間又は休憩時間の終了時刻から終業時刻までの間をいう。

- 3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 8時間
 - (2) 職員就業規則第40条第3項に規定する再雇用短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）
 - (3) 職員就業規則第64条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間
 - ア 職員就業規則第64条第1項第1号 4時間
 - イ 職員就業規則第64条第1項第2号 5時間
 - ウ 職員就業規則第64条第1項第3号又は第4号 8時間
 - (4) 斉一型育児短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型育児短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）
 - (5) 不斉一型育児短時間勤務職員（第3号に掲げる職員のうち、不斉一型育児短時間勤務職員を除く。） 8時間
- 4 職員就業規則第55条第5項の規定による年次有給休暇の請求は、別に定める休暇簿により行うものとする。

第2節 病気休暇

（病気休暇の取扱い）

- 第34条の2 職員就業規則第56条第2項の「その他別に定める日」は、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、振替休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日とする。
- 2 前項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。
- 3 職員就業規則第56条第4項及び第5項の「明らかに異なる負傷又は疾病」には、症状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれないものとし、機構は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき行う症状や病因等についての診断を踏まえ、明らかに異なる負傷又は疾病に該当するかどうかを判断するものとし、第4項の「特定負傷等の日」は、勤務管理者が、当該診断を踏まえ、これを判断するものとする。
- 4 職員就業規則第56条第6項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間

の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間の全てを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

第35条 勤務管理者は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。この場合において、証明書類が提出されないとき、提出された証明書類の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要があると認めるときは、国立研究開発法人水産研究・教育機構安全衛生管理規程（17水研本第2044号）第10条に規定する産業医又は勤務管理者が指定する医師の診断を求めるものとする。

(1) 連続する8日以上（当該期間における休日、振替休日及び代休日以外の日（以下この号及び次号において「要勤務日という。」）の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇

(2) 請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇

（病気休暇の単位）

第36条 病気休暇の単位は、1日、1時間又は1分（裁量勤務職員にあっては、1日）とする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

2 職員就業規則第56条第8項（同規則第57条第2項において準用する場合を含む。）の規定による病気休暇の請求は、別に定める休暇簿により行うものとする。

第3節 特別休暇

（特別休暇の取扱い）

第37条 職員就業規則別表第2第13号の特別休暇は、社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間に限り、使用できるものとする。

2 職員就業規則別表第2第15号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができる。

（特別休暇の単位等及び請求手続）

第38条 特別休暇（職員就業規則別表第2第9号から第12号までの特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）を除く。）の単位は、1日、1時間又は1分（裁量勤務職員にあっては、1日）とする。

2 特定休暇の単位は、1日又は1時間（裁量勤務職員にあっては、1日）と

する。ただし特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- 3 1日を単位とする特定休暇は、勤務日の勤務時間の全てを勤務しないとき（裁量勤務職員にあっては、勤務日に勤務しないとき）に使用するものとする。
- 4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - (2) 斉一型育児短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
 - (3) 不斉一型育児短時間勤務職員 7時間45分
- 5 職員就業規則第58条第2項の規定による請求及び同条第3項の規定による申出は、別に定める休暇簿により行うものとする。

第6章 妊産婦である女性職員に対する措置

（妊産婦である女性職員の業務軽減等の取扱い）

第39条 職員就業規則第60条第2項の「適宜休息し、又は補食するために必要な時間」は、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は同項の勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。

- 2 勤務管理者は、職員就業規則第60条第1項及び第2項に定める措置のほか、必要に応じて横になって休息することができる設備を設置すること等母胎又は胎児の健康保持に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（母体等の健康保持への影響の判断における留意事項）

第40条 勤務管理者は、職員就業規則第60条第2項及び第61条第1項の母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとする。

（職務専念義務免除の承認手続）

第41条 職員就業規則第59条から第61条までの規定に基づく職務専念義務の免除の請求及び承認の手続きについては、休暇の例によるものとする。

（勤務時間等についての別段の定め）

第42条 研究所等の長は、職員就業規則又はこの規程の規定によると、業務の運営に著しい支障を生ずると認める場合又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすと認める場合には、理事長の承認を得て、休日、勤務時間の割振り、休日の振替等又は休憩時間について別段の定めをすることができる。

(調査及び報告)

第43条 理事長は、必要があると認める場合は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事務の実施状況について調査し、又は研究所等の長に対し報告を求めることができる。

(雑則)

第44条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年8月1日付け18水研本第826号]

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 [平成19年4月1日付け18水研本第1668号]

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 [平成19年6月1日付け19水研本第497号]

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 [平成19年10月1日付け19水研本第1053号]

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 [平成19年11月1日付け19水研本第1144号]

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 [平成20年4月1日付け19水研本第1677号]

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成20年11月1日付け20水研本第1023号]

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1633号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年4月1日付け21水研本第20331016号]

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年6月30日付け22水研本第20623012号]

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け22水研本第30331020号]

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年9月1日付け23水研本第30829001号]

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 [平成24年4月1日付け23水研本第40329003号]

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 [平成25年12月1日付け25水研本第51119004号]

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日付け26水研本第60326001号]

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成 27 年 4 月 1 日付け 26 水研本第 70325001 号]

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 1 月 1 日付け 27 水研本第 71221001 号]

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 4 月 1 日付け 28 水機本第 80401007 号]

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 10 月 1 日付け 28 水機本第 80927004 号]

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 29 年 1 月 1 日付け 28 水機本第 81226003 号]

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 29 年 4 月 1 日付け 28 水機本第 90328003 号]

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 30 年 4 月 1 日付け 29 水機本第 00328004 号]

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水機本第 18032507 号]

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和元年 9 月 20 日付け元水機本第 19090401 号]

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 34 条第 1 項ただし書の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 [令和 2 年 3 月 31 日付け元水機本第 19031906 号]

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 7 月 20 日付け 2 水機本第 20071502 号]

この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 3 月 29 日付け 2 水機本第 20032301 号]

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事 務 所 名	勤務管理者
本部	総務部長
札幌庁舎	札幌拠点長
各さけます事業所	各さけます事業所長
釧路庁舎	釧路拠点長
八戸庁舎	水産資源研究所長が指定する者
宮古庁舎（※1）	水産資源研究所長が指定する者
塩釜庁舎	水産資源研究所長が指定する者
横浜庁舎	水産資源研究所管理部門長
新潟庁舎	新潟拠点長
清水庁舎	清水拠点長
廿日市庁舎（※1）	水産資源研究所長が指定する者
長崎庁舎（※1）	水産資源研究所長が指定する者
宮古庁舎	水産技術研究所長が指定する者
神栖庁舎	神栖拠点長
日光庁舎	水産技術研究所長が指定する者
横浜庁舎（※2）	水産技術研究所長が指定する者
小浜庁舎	水産技術研究所長が指定する者
南伊豆庁舎	シラスウナギ生産部長
南勢庁舎	南勢拠点長
玉城庁舎	水産技術研究所長が指定する者
宮津庁舎	水産技術研究所長が指定する者
百島庁舎	水産技術研究所長が指定する者
廿日市庁舎	廿日市拠点長
屋島庁舎	生産技術部長
伯方島庁舎	水産技術研究所長が指定する者
水産大学校（※2）	水産技術研究所長が指定する者
長崎庁舎	水産技術研究所管理部門長
五島庁舎	水産技術研究所長が指定する者
上浦庁舎	育種部長
志布志庁舎	水産技術研究所長が指定する者
奄美庁舎	水産技術研究所長が指定する者
八重山庁舎	水産技術研究所長が指定する者
開発調査センター	所長
水産大学校	理事（水産大学校代表）
小野臨湖実験実習場	場長
各船舶	各船長

※1：水産資源研究所に所属する職員に限る。

※2：水産技術研究所に所属する職員に限る。

別表第2（第5条関係）

組 織 名	フレックスタイム制勤務をすることができない職員
本部	本部に所属する職員
水産資源研究所	企画調整部門に所属する職員 管理部門に所属する職員（各拠点を含む。） 水産資源研究センター研究企画部に所属する職員
水産技術研究所	企画調整部門に所属する職員 管理部門に所属する職員（各拠点を含む。）
開発調査センター	開発調査専門役 開発業務課に所属する職員

別表第3（第29条の2関係）

斉一型育児短時間勤務職員の在職期間別年次有給休暇付与日数

在職期間		1月を 1達する までの 期間	1月を 2超え るに るの 期間	2月を 3超え るに るの 期間	3月を 4超え るに るの 期間	4月を 5超え るに るの 期間	5月を 6超え るに るの 期間	6月を 7超え るに るの 期間	7月を 8超え るに るの 期間	8月を 9超え るに るの 期間	9月を 10超え るに るの 期間	10月を 11超え るに るの 期間	11月を 12超え るに るの 期間
1週間の 勤務日 の数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日

別表第4（第29条の2関係）

不斉一型育児短時間勤務職員の在職期間別年次有給休暇付与日数

在職期間		1月を 1達する までの 期間	1月を 2超え るに るの 期間	2月を 3超え るに るの 期間	3月を 4超え るに るの 期間	4月を 5超え るに るの 期間	5月を 6超え るに るの 期間	6月を 7超え るに るの 期間	7月を 8超え るに るの 期間	8月を 9超え るに るの 期間	9月を 10超え るに るの 期間	10月を 11超え るに るの 期間	11月を 12超え るに るの 期間
1週間の 勤務時 間	24時間 を超え 25時間 以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	23時間 を超え 24時間 以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	19時間 を超え 20時間 以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日